

令和4年1月11日

(公財)東京都福祉保健財団

## 個人情報に記載した書類の紛失について

介護支援専門員登録事項の変更に当たり、届出書一式を紛失する事故が発生しましたので、お知らせします。関係各位には多大なご迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げます。今後、再発防止に向け、より一層の情報管理を徹底してまいります。

### 1 事故の概要

東京都福祉保健財団（以下「財団」という。）では、東京都から委託を受けて、介護支援専門員の登録業務を行っています。

このたび、登録業務のうち住所変更に当たり収受した申請者からの届出書一式を紛失していることが判明しました。

紛失した届出書一式は、登録事項変更届及び住民票です。

### 2 経緯

○ 令和3年12月22日（水）

申請者から東京都に介護支援専門員研修受講地変更申請についてお問合せがありました。

財団にて住所地変更手続きが必要であることを東京都から申請者に案内したところ、申請者から財団に新住所への変更届を令和2年12月に提出済みとお申出がありました。

財団では住所データの変更が行われており、データ変更の作業まで行っていることは確認しましたが、東京都が保有するデータでは旧住所となっていることから、収受後、東京都に報告すべきところされていなかったことも判明しました。

本件は、これらの経緯の中で、申請書類の所在が不明になったと考えられ、変更手続きが途中で中断されていました。

### 3 発生後の対応

○ 12月23日（木）

財団内キャビネットの関係書類の綴りを検索するも発見できませんでした。

○ 12月24日（金）

財団担当者から申請者に、届出書一式が所在不明となっていることを連絡し謝罪しました。

○ 12月27日（月）

担当上司から申請者に謝罪するとともに、引き続き検索を継続すること、再発防止策を検討しご報告することをお約束しました。

○ 1月5日（水）

再発防止策を申請者に報告しました。

### 4 発生の原因

○ 届出書は収受後、速やかに変更手続きを行い、手続き完了後関係書類を厳重に保管すべきところ、適切な書類管理が行われていませんでした。

○ 収受後の変更手続きの進捗について進行管理が行われず、組織内のチェック機能が働いていませんでした。

## 5 再発防止について

以下の取組により、個人情報を含む書類等の適切な取扱いについて、更なる徹底を図り、再発防止に努めてまいります。

- 今後、個人情報を含む書類の所在や処理状況が明確に把握できるよう、收受方法及び管理方法の見直し等の措置を実施します。
- 従来、住所変更等の届出手続き完了報告を申請者宛に通知していなかったため、完了後通知を発送できるよう仕組みを実施します。

なお、今般のことについては、個人情報を含む書類等の取り扱いが不適切であったことに加え、上司への報告前に再提出を求める等、申請者への対応が不誠実であったことを踏まえ、二度とこのようなこととならないよう職員の教育を更に強化します。

<問合せ先>

公益財団法人東京都福祉保健財団人材養成部

電話 03-3344-8512